

箱根町における宿泊税の考え方（案）について

宿泊税先行団体の課税要件等の調査結果をもとに、令和7年度第2回検討会議における各委員の意見も踏まえつつ、事務局で整理した宿泊税の考え方（案）について、意見をいただきたいもの。

1 宿泊税の考え方（事務局案）

課税要件等	内 容	宿泊税の考え方 (事務局案)
税目名	法定外税の名称	宿泊税
課税客体	担税力を推進させる一定の物件、行為、事実	町内に所在する宿泊施設※ への宿泊行為 ※旅館、ホテル、簡易宿所、民泊
課税標準	税率をあてはめる前の金額、価格、数量など	上記施設における宿泊数
納税義務者	税法が定める課税要件を備え、納税義務を負うことになる者	上記施設における宿泊者
徴収方法	普通徴収：納税通知書を納税者に交付することで地方税を徴収すること。 特別徴収：地方団体が地方税の徴収について便宜を有する者に徴収させ、かつ徴収すべき税金を納入させること。	特別徴収
税 率 (収入見込額)	課税標準に対する税額の割合	※検討を要する論点
非課税事項 (課税免除等)	課税免除：地方団体が条例により課税しないことができること。	※検討を要する論点
	免税点：課税標準が一定に満たないものを課税しない場合の金額又は数量	なし
課税を行う期間	税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めること。	条例施行後5年毎
税収の使途	条例で定める特定の費用に充てる。 (※目的税の場合)	※検討を要する論点
特別徴収 事務交付金	宿泊税の申告納入の事務負担に考慮し、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収義務者に支給する交付金	先行団体の事例を参考に 宿泊事業者の意見やアンケート結果をもとに検討
システム 整備費補助金	宿泊税導入に伴い発生するレジシステムの改修・整備等に必要な経費に係る補助金	先行団体の事例を参考に 宿泊事業者の意見やアンケート結果をもとに検討

※太字の項目については、論点となるため、特に議論をお願いするもの

2 課税要件等の考え方

(1) 税目名

全ての先行団体が「宿泊税」としていることや、宿泊行為に着目した名称であり、国内外の観光客にとって分かりやすく、また、宿泊事業者も宿泊者に説明しやすいことから、名称は「宿泊税」とすることが妥当であると考える。

(2) 課税客体、課税標準、納税義務者、徴収方法

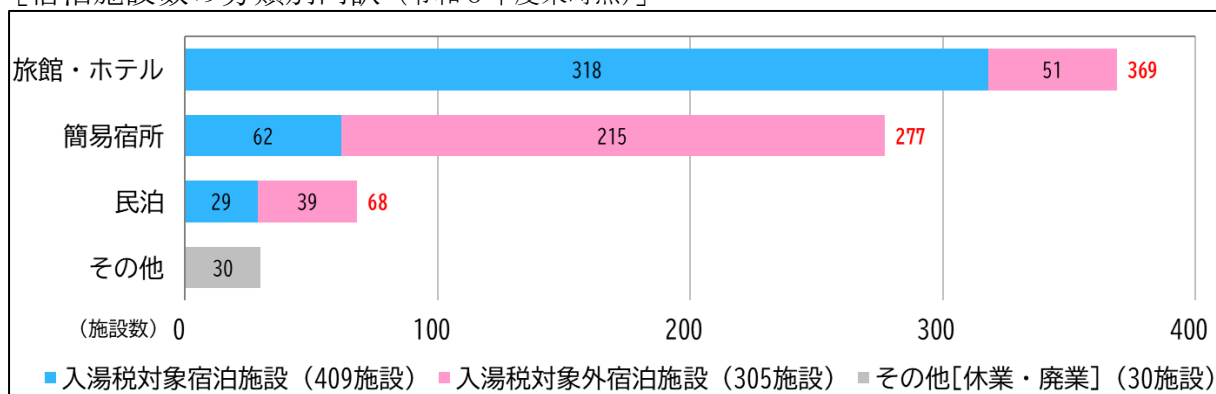
①課税客体

課税客体は、「町内に所在する宿泊施設への宿泊行為」としたうえで、対象施設は、宿泊施設の形態に関わらず宿泊者が行政サービスを享受する程度は変わらないため、税の公平性の観点から、全ての宿泊施設を対象とすることが妥当であると考える。

②課税標準、納税義務者、徴収方法

課税客体を宿泊行為とした場合には、先行団体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊者への宿泊者」、徴収方法は「特別徴収」とすることが妥当であると考え。

[宿泊施設数の分類別内訳（令和6年度末時点）]



【検討会議での主な意見】

- ・公平性という観点から、全ての宿泊施設を対象とすべきである
- ・保養所や別荘を含めた宿泊行為の定義が論点となる

【参考】宿泊の定義（熱海市「宿泊税特別徴収事務の手引き」から抜粋）

『課税対象となる「宿泊」の判断基準』

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
 - ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
- ※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。
- ＜旅館業法の許可が必要な宿泊とは＞
以下の4項目をすべて満たすものです。
- ・宿泊料を徴収している（名称は問わない）
 - ・社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
 - ・反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
 - ・生活の本拠ではない（使用期間が1か月未満の場合、使用期限が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

(3) 税率

税率設定にあたっては、大きく3つの考え方があるが、課税客体と同様の考え方に基づき、宿泊料金に関わらず宿泊者が行政サービスを楽しむ程度は変わらないため、税の公平性及び簡素性の観点や、特別徴収義務者の事務負担を考慮し、一律定額制が望ましいと考える。

また、令和10年度以降見込まれる所要額（年平均約13.2億円）をもとに、各税率による税収額をシミュレーションした結果、一律定額制の場合には、最低でも「1人1泊につき350円（収入見込額約13.3億円）」以上の税額が必要となる結果となった。

[税率設定の考え方]

項 目	一律定額制	段階的定額制	定率制
公平性	・ 水平的公平性が高い	・ 垂直的公平性に一定の配慮	・ 垂直的公平性が高い
簡素性	・ 一律のため、制度が簡素でわかりやすい	・ 価格帯の設定に伴い制度が複雑	・ 制度は簡素だが、課税事務が煩雑
税収額	・ 宿泊単価の変動には影響しない	・ 宿泊単価の変動にある程度影響する	・ 宿泊単価の変動に影響する
社会経済状況への対応	・ インフレやデフレに対応できない	・ インフレやデフレにある程度対応できる	・ インフレやデフレに対応できる
観光客の負担	・ 低額の宿泊料金ほど税負担が大きい	・ 設定する価格帯に応じて税負担が生じる	・ 宿泊料金に応じて税負担が生じる
特別徴収義務者の負担	・ 税額計算や説明が容易	・ 宿泊料金を算出したうえで、価格帯別の税額計算や説明が必要	・ 宿泊料金を算出したうえで、税額計算や説明が必要 ・ 客室料金による課税事務は容易

[税収額シミュレーション]

税率 価格帯	R5宿泊者数 ^{※1} (人)	一律定額制		段階的定額制		定率制 ^{※2}
1万円未満	1,338,655	350円	500円	200円	300円	2%
1～2万円未満	1,434,761			300円	300円	
2～3万円未満	744,533			500円	500円	
3～4万円未満	206,121			500円	500円	
4～5万円未満	55,115			500円	500円	
5万円以上	18,577			500円	500円	
合 計	3,797,762	1,329,217千円	1,898,881千円	1,210,332千円	1,344,198千円	1,331,026千円

※1：宿泊料金階層別の宿泊者数の集計結果には、素泊まり料金以外の宿泊料金（1泊2食料金等）による宿泊施設も含まれているもの

※2：定率制は、R5箱根町観光客実態調査報告書の宿泊費総額（65,551,319千円）をもとに試算したもの

【検討会議での主な意見】

- ・ 素泊まり料金の判別が難しいため、一律定額制とすべきである
- ・ 一般行政サービスのための財源という考え方であれば、一律定額制が望ましい
- ・ 定率制は、インフレや宿泊客数の増加に伴い税収の増が見込める
- ・ 定率制は、徴収制度の構築や宿泊料金の上昇が懸念される

(4) 非課税事項（課税免除、免税点）

①課税免除

宿泊税は、入湯税と同様に、観光に関連する行為税的性格と奢侈税的性格を有していることや、入湯税及び宿泊税の二重の徴収事務負担、入湯税との整合性を考慮し、年齢12歳未満の者及び修学旅行等の参加者（引率者も含む）を課税免除とすることが望ましいと考える。

②免税点

税率と同様の考え方にに基づき、宿泊料金に関わらず宿泊者が行政サービスを享受する程度は変わらないため、税の公平性及び簡素性の観点や、特別徴収義務者の事務負担を考慮し、免税点は設けないことが妥当であると考える。

[課税免除の考え方]

課税免除	免除とする理由	
年齢12歳未満の者 (小学生以下の者)	・奢侈性*がなく、児童自身に担税力*がないため ※奢侈：ぜいたくをすること 担税力：税を支払う能力	
	備考	・先行団体では3団体（熱海市、高山市、下呂市（※湯河原町も予定））が該当し、入湯税の課税免除対象にもなっている。
修学旅行等の参加者 (引率者も含む)	・学校教育法上の見地から行われる教育活動の一環であるため ・修学旅行等における宿泊は、通常必要とされる宿泊以上の奢侈性はないため	
	備考	・先行団体では18団体が該当し、多くの団体が「修学旅行生の誘致を推進することで将来の観光客獲得につながる」ことを課税免除の理由としている。
その他町長が認めた者	・入湯税の課税免除規定との整合性を図るため	
	備考	・先行団体では4団体（長崎市、ニセコ町、熱海市、下呂市（※湯河原町も予定））が該当する。

【検討会議での主な意見】

- ・将来の顧客となるため、修学旅行生は課税免除にすべきである
- ・宿泊行為に変わりはないため、課税免除は設けなくて良い

【参考】箱根町町税条例（抜粋）

(入湯税の課税免除)

第36条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 教職員の引率する高等学校以下の生徒及び児童
- (4) 疾病により長期療養を必要とする者
- (5) 前各号に定めるものを除くほか、特別な事情があると町長が認めた者

(5) 課税を行う期間

法定外税の検討にあたっては、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であるとされており、先行団体は、3～5年毎の範囲で見直し期間を設けている。

本町では、固定資産税超過課税の実施にあたり、「5年毎に施行状況を検討したうえで所要の措置を講ずる」との見直し規定を設けているため、今後、宿泊税が本町の財源確保のあり方の検討の一環となっていくことを踏まえ、条例施行後5年毎の見直し期間を設けることが妥当であると考える。

(6) 税収の使途

本町が観光地として一層の発展・成長をするためには、「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりを目指す必要がある。このため、宿泊税は、「観光まちづくりの対象範囲」における観光振興の充実や観光客の受入に係る行政需要に充当することが望ましいと考える。

なお、主な使い道は、観光施策の充実（HOT21 観光プランの取組経費）、観光振興、ごみ処理や消防に関する事務事業（施設整備を除く）、道路整備、防災対策等を想定し、入湯税と使い道を分けて整理しているもの。

[観光まちづくりの対象範囲]

区分	行政サービス			④町民対象	⑤行政運営
	①観光振興	②観光人口等を加味するもの	③観光客も一定の受益を受けるもの		
A 事業費	- 観光振興（HOT21取組経費含む） - 観光施設の整備 ほか	- ごみ処理施設の整備、運転管理 - 消防施設の整備 ほか	- 道路整備 - 防災対策、交通安全 - 森林整備 ほか	- 福祉・教育 - 保健衛生 - 庁舎の整備等 ほか	
B 経常費	- 観光振興、商工振興に要する経常的経費 - 観光施設の運営経費	ごみ処理、し尿処理、消防救急活動に要する経常的経費	- 道路維持、防災対策に要する経常的経費 - 公共施設の運営経費 ※観光客も利用する施設	- 福祉、教育、保健衛生に要する経常的経費 - 公共施設の運営経費 ※町民のみ利用する施設	
C 人件費	観光振興、観光施設の運営に要する人件費	ごみ処理、消防救急業務に要する人件費	道路維持、都市計画、上記公共施設の運営に要する人件費	福祉、教育、保健衛生 上記公共施設の運営に要する人件費	



宿泊税の主な使い道の範囲（イメージ）



入湯税の主な使い道の範囲（イメージ）

[宿泊税及び入湯税の使途（主な使い道）]

宿泊税	入湯税
- 観光施策の充実（HOT21 観光プラン） - 観光振興 - ごみ処理・消防に関する事務事業（施設整備を除く） - 道路整備・防災対策等	- 観光施設の整備 - 環境衛生施設の整備 - 消防施設等の整備

※ふるさと納税は、寄付者が指定した使途に基づき、宿泊税や入湯税を充当した後の一般財源分に充当するもの

【検討会議での主な意見】

- ・観光振興を中心としつつ、住民の生活が向上する事業にも使えることが望ましい
- ・観光振興に使ってほしい
- ・一般行政サービスへの対応が中心となるため、予算の中で決めれば良い

【参考】HOT21 観光プラン実施計画後期(R6～R9) の取組経費

HOT21 観光プラン実施計画の取組項目	年間事業額 (単位：百万円)
1 観光消費が促進される高品質な観光地づくり	
・ 調査機能の充実	16
・ 分析結果の共有機能の構築	3
・ 「温泉、宿泊」ニーズを核としたコンテンツの充実	30
・ 域内滞在時間延長と周遊エリアの拡大	3
・ 国内外市場共通プロモーション	10
・ 首都圏再奪取プロモーション(国内客)	11
・ WITH TOKYO プロモーション(訪日客)	9
・ 国際水準の観光受入体制構築	113
・ 周遊に関する課題・障壁の解消	36
2 観光産業の持続的発展に向けた確かな基盤づくり	
・ 観光地の価値の適切な保全と、魅力向上の両立	70
・ 自然災害・その他の危機に対する観光客の安全確保体制の構築と 観光産業の早期復興体制の構築	1
・ 戦略的かつ迅速に施策実行に移すことができる体制の構築	—
3 環境先進観光地としてのブランディング強化	
・ 自然環境の保全・改善と、持続的な利活用の推進	2
・ サステナブルツーリズムの推進	46
4 来訪者と地域の人々の交流が価値を高める観光地づくり	
・ 観光産業に携わる組織・事業者間の合意形成	23
・ 観光産業への町民の理解促進と参画機会の拡充	2
・ 働きやすい環境づくりを通じた、観光産業従事者の雇用継続・拡大	25
合 計	400 (うち R8 予算計上額:80)

3 その他（特別徴収義務者への負担軽減策）

特別徴収事務交付金及びシステム整備費補助金については、先行団体と同程度の割合を基本として、宿泊事業者の意見やアンケート結果をもとに、制度を検討するもの。

【検討会議での主な意見】

- ・ 町の都合により実施するため、特段の配慮をお願いしたい
- ・ 事務負担を考慮した交付金やシステム整備費の全額補助を行うべきである

歳出の分類表と分類結果【令和6 年度 第1 回検討会議資料】

別 紙

〔金額の対象：令和6 年度当初予算〕

単位：百万円

区 分		① 行政サービス 〔観光振興〕	② 行政サービス 〔観光人口等を加味するもの〕	③ 行政サービス 〔観光客も一定の受益があるもの〕	④ 行政サービス 〔町民対象〕	⑤ 行政運営
A 事業費		・観光振興 ・観光施設の整備 ・ハイキングコースの整備 ・水産業、寄木細工振興等	・ごみ処理施設の整備, 運転管理 ・ごみ減量化・再利用推進 ・消防施設の整備 ・消防車両, 資器材の整備 ・救急業務高度化に要する経費	・道路整備 ・防災対策、交通安全 ・森林整備 ・有害鳥獣対策 ・商工振興（事業者支援、人材確保） ・ジオパーク ・文化財保護（箱根関所等） ・景観、まちづくり	・福祉 （社会福祉、老人福祉、児童福祉） ・地域コミュニティの活性化 ・教育 （学校教育、社会教育の文化財以外） ・保健衛生	・庁舎の整備等 ・電子計算処理
	うち 繰出金		・下水道の整備, 運営		・国民健康保険の運営 ・介護保険の運営 ・後期高齢者医療事業の運営	
B 経常費		・観光振興に要する経常的経費 ・観光施設の運営経費 ・商工振興に要する経常的経費	・ごみ処理に要する経常的経費 ・し尿処理に要する経常的経費 ・消防救急活動に要する経常的経費	・道路維持に要する経常的経費 ・防災対策に要する経常的経費 ・文化財保護に要する経常的経費 ・公共施設の運営経費 宮城野温泉会館, 弥坂湯 やまなみ荘, 仙石原公園いこいの家 郷土資料館, 箱根関所 総合体育館	・福祉に要する経常的経費 ・教育に要する経常的経費 ・保健衛生に要する経常的経費 ・公共施設の運営経費 出張所・公民館, 集会所 総合保健福祉センター, 公園 町営住宅, 小学校, 中学校 幼稚園, 保育園, 認定こども園	・議会に要する経常的経費 ・総務に要する経常的経費 （総務, 企画, 財政, 税政等） ・庁舎の管理経費
	うち 公債費	・観光施設の整備	・ごみ処理施設の整備 ・消防施設の整備 ・消防車両の購入	・道路の整備 ・公共施設の整備（上記に係るもの）	・公共施設の整備（上記に係るもの）	・庁舎の整備等
C 人件費		・観光振興に要する人件費 ・観光施設の運営に要する人件費	・ごみ処理に要する人件費 ・消防救急業務に要する人件費	・道路維持に要する人件費 ・都市計画に要する人件費 ・公共施設の運営に要する人件費	・福祉に要する人件費 ・教育に要する人件費 ・保健衛生に要する人件費 ・公共施設の運営に要する人件費	・議会に要する人件費 ・総務に要する人件費 （総務, 企画, 財政, 税政等）
予算額※1		769	2, 727	2, 073	3, 323	1, 954
特定財源	国県支出金	33	48	274	439	56
	地方債	0	293	314	63	129
	その他	98	206	622	72	39
	一般財源	639	2, 181	862	2, 750	1, 730
一般財源の内訳	入湯税	209	474	0	0	0
	ふるさと納税	223	123	152	309	42
	消費税交付金等	5	0	3	162	0
	純粋一般財源※2	203	1, 584	707	2, 279	1, 688
	事業費	0	85	156	512	54
	経常費	11	578	422	866	560
	人件費	191	921	130	901	1, 075

観光まちづくりの充実・維持に係る対象範囲 ⇒ 純粋一般財源の計 24.9億円

※百万円単位を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

※1…各分類別の事務事業等の一覧は、別添「令和6 年度 当初予算の充当状況一覧【①～⑤】」のとおり。
※2…純粋一般財源は、一般財源から入湯税、ふるさと納税及び地方消費税交付金（社会保障財源化分）等の充当分を除いた一般財源のこと。